

報道関係者 各位

令和7年10月30日発表

【照会先】

広島労働局労働基準部監督課

監督課長 伊藤俊哉

過重労働特別監督監理官 笠井義弘

電話 082-221-9242

過重労働解消キャンペーンを実施します

広島労働局長によるベストプラクティス企業訪問、過重労働解消相談ダイヤル等
集中的な取組を実施します

広島労働局長（宮原 真太郎）は、11月の過労死等防止啓発月間（資料1）の期間中に、過重労働解消キャンペーン（資料2）を実施し、労使をはじめとする関係者に対して、長時間労働の削減、過重労働による健康障害防止対策の徹底等を中心に、広く周知・啓発等を行い、労使の主体的な取組を促します（取組の概要は、下記枠内のとおりです）。

キャンペーン実施期間 令和7年11月1日（土）から11月30日（日）までの1か月間

過重労働解消キャンペーンの概要

1 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

広島労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例をホームページなどを通じて紹介します。

3 長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4 労働相談を実施します

■ 「過重労働解消相談ダイヤル」の設置

過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、労働局の担当官が相談に応じます。

【日時】 令和7年11月1日（土）9:00～17:00

【電話番号】 0120-794-713（フリーダイヤル）
なくしましょう 長い残業

■ 過重労働相談受付集中期間の設定

11月1日～7日を過重労働相談受付集中期間とし、労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」（0120-811-610）で相談をお受けしています。

